

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 事故等番号                            | 2013神第175号   |
| 事故等種類                            | 衝突   |
| 発生日時                             | 平成25年12月1日（日） 10時17分ごろ   |
| 発生場所                             | 明石海峡東口の南東方<br>兵庫県神戸市所在の平磯灯標から真方位145°7,000m付近<br>（概位 北緯34°34.2′ 東経135°06.5′）  |
| 事故等調査の経過                         | 平成25年12月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | A 漁船 <sup>すみよし</sup> 住吉丸、1.5トン<br>HG3-35801（漁船登録番号）、個人所有<br>B モーターボート 第5 <sup>はやぶさ</sup> 隼、5トン未満（長さ5.95m）<br>260-15530兵庫、個人所有  |
| 乗組員等に関する情報                       | A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定   |
| 死傷者等                             | なし   |
| 損傷                               | A 船首下部に擦過傷<br>B 左舷船首外板に凹損、船首ハンドレールに曲損  |
| 事故等の経過                           | A船は、船長Aが1人で乗り組み、明石海峡の東側を北東進し、船長Aが、操業場所に接近したので、前方を向いて機関の操作を行う一方、時折、船尾方となる兵庫県淡路市東浦町付近を見て船位の確認を行い、手動操舵により、約8ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で操業場所を探していたところ、明石海峡東方灯浮標の南南東方3km付近において、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。<br>B船は、船長Bが1人で乗り組み、明石海峡の東側に到着して船首を北方に向けて漂泊し、船長Bが、操縦席の左隣に設けられたいけすの蓋の上に船尾方を向いて座り、釣りざおに糸を通し、下を向いて針を取り付けていたところ、平成25年12月1日10時17分ごろ両船が衝突した。<br>船長Bは、携帯電話で118番通報した。<br>A船は操業をやめて淡路市岩屋漁港へ、B船は神戸市兵庫区の係留場所へそれぞれ自力航行して帰った。 |
| 気象・海象                            | 気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好<br>海象：波高 約30～50cm、潮流 北西流約0.4kn  |
| その他の事項                           | 船長A及び船長Bは、共に救命胴衣を着用していた。   |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>船長Bは、係留場所を出発して明石海峡の東側へ南下していたところ、集まっていた100隻程度のプレジャーボートなどの小型船舶を認め、その約200～300m北側で釣りを行うこととした。</p>   |
| <p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与<br/>船体・機関等の関与<br/>気象・海象の関与<br/>判明した事項の解析</p> | <p>A あり、B あり<br/>A なし、B なし<br/>A なし、B なし</p> <p>A船は、明石海峡東口の南東方を北東進中、船長Aが、操業場所に接近したので、前方を向いて機関の操作を行う一方、船尾方を向き、船位を確認し、操業場所を探しながら航行を続けたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、明石海峡東口の南東方で漂泊中、船長Bが、下を向いて釣りの準備を行っていたことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| <p><b>原因</b></p>   | <p>本事故は、明石海峡東口の南東方沖において、A船が北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、操業場所に接近したので、前方を向いて機関の操作を行う一方、船尾方を向き、船位を確認し、操業場所を探しながら航行を続け、また、船長Bが下を向いて釣りの準備を行っていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>   |
| <p><b>参考</b></p>   | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行方向に釣りを行っている多数の小型船舶を認めた場合は、見張りを適切に行って小型船舶の位置を確認しておくこと。</li> <li>・漂泊中の船舶も常時見張りを行うこと。</li> </ul>  |